

共通化候補（令和 7 年度選定分）案について

2025年 8月25日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第 4 回）

共通化候補（令和 7 年度選定分）案等

- ・ 基本方針に規定する 3 つの「当面の具体的視点」を踏まえ、当面の共通化の検討対象候補を以下のとおりとしてはどうか。
- ・ これらについて検討を進め、共通化候補（令和 7 年度選定分）となった業務システムの所管府省庁は、令和 8 年 3 月までに、実現可能性調査等を行い、共通化推進方針案を作成し、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則としてはどうか。

（※令和 7 年度中にシステム運用開始を求めるものではないため留意が必要）

I. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス＜デジタル庁（総務省）＞ 【分権提案】
- ② ふるさと住民登録制度プラットフォーム＜総務省＞ 【府省庁からの提案】
- ③ 土木施設に関する住民からの通報等システム＜国土交通省＞ 【分権提案】

II. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ④ 畜犬管理システム＜厚生労働省、環境省＞ 【分権提案】
- ⑤ 職務上請求システム＜法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）＞ 【分権提案】
- ⑥ 自動車臨時運行許可申請システム＜国土交通省（デジタル庁）＞ 【分権提案】
- ⑦ 納税証明書等の請求・交付システム＜総務省（デジタル庁）＞ 【分権提案】

III. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

- ⑧ 住所・所在地情報管理システム＜デジタル庁（総務省）＞ 【分権提案】
- ⑨ 決算統計業務システム＜総務省＞ 【提案募集(R6)】
- ⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム＜文部科学省（こども家庭庁）＞ 【分権提案】

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

- ⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞ 【共通化候補（R6選定分）】
- ⑫ 奨学給付金申請システム＜文部科学省（デジタル庁）＞ 【分権提案】

参考

共通化候補（令和 7 年度選定分）の選定について

- ・「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に記載する「共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点」に基づく提案募集等を、次のとおり実施した。

- (1) 地方自治体からの提案（地方分権改革に関する「提案募集方式」と連携）
- (2) 各府省庁からの相談（各府省庁 DX 推進連絡会議にて照会）

- ・ これらにより提案等があった業務システムについて調査を行い、候補を厳選してはどうか。

【共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点】

- ・ 効果が高く、ニーズが高い取組対象の候補を絞り込むためには、上記の観点を前提に、当面の具体的視点として、次の 3 つの視点から検討を行うこととする。なお、検討に当たって、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とする。

i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの

ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム

iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

（抜粋）「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」2（3）①

※ i) ～ iii) の具体的視点は、地方 3 団体の発案

地方自治体からの提案募集について

- 令和7年度の共通化候補の選定にあたっては、地方分権改革推進本部決定に基づき内閣府が実施する地方分権改革に関する「提案募集方式」と連携し、地方自治体から提案を募集

【提案募集期間】

1月27日（月）～4月18日（金）

【提案募集に係る事前相談】

- 事前相談期間：1月27日（月）～3月25日（火）
- 提案の提出に先立ち、地方公共団体から内閣府地方分権改革推進室経由で事前相談を受け付け
- 共通化候補に関する提案はデジタル行財政改革会議事務局が随時連携して対応

【提案状況】

- 提案件数：34件

※ 重点募集テーマ「デジタル化（4）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの」として提案があったもの

- 提案団体：139団体
（内訳）

都道府県：38団体
政令指定都市：19団体
中核市：24団体
市（政令指定都市・中核市を除く。）：46団体
町村：5団体
全国的連合組織等：7団体

※ 追加共同提案団体も含めた提案団体数

【対応】

- 「当面の具体的視点」に合致する提案は、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における共通化候補（令和7年度選定分）の検討の参考とする。

※ 共通化候補になるかどうかに関わらず、内閣府地方分権改革推進室は、提案に対する各制度所管省庁の回答を求め、当該回答に対する提案団体からの見解の提出を求める。年末までに、有識者会議での議論を経て、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。

地方自治体からの提案に対する対応方針（案）

※ ＜ ＞は、分権提案の「管理番号」

分類		分権提案	対応方針
A. 共通システムが存在するもの	A-1 共通システムの改善や対象の拡大、制度運用の改善を求められているもの	・生活保護法による医療扶助運営要領の様式第13号における医療要否意見書の公印の省略＜8＞ ・社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の機能改修＜12＞ ・所得税及び地方税の障害者控除認定事務において情報提供ネットワークシステムを活用可能とすること＜16＞ ・マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し＜18＞ ・署名用電子証明書の失効要件の緩和＜79＞ ・リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書の発行＜98＞ ・国土交通省所管の補助金申請における社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の活用＜113＞ ・罹災証明書のオンライン申請におけるマイナポータル機能改善＜179＞ ・eLTAXによる公金収納においてコンビニ収納を可能とすること＜184＞ ・「WAM NET」上での医療法人の事業報告書等の閲覧を可能とすること＜190＞ ・不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用＜196＞	分権提案の手続きに沿って対応を進めていく（※）
	A-2 標準化対象となる20業務に関するもの	・標準準拠システムにおける複数科目を統合した納付額証明書の発行＜11＞ ・証明書等コンビニ交付システムの共通化＜76＞ ・「書かないワンストップ窓口の標準化」に向けた住民記録システム標準仕様書の修正＜149＞	
	A-3 共通化対象（令和7年度決定分）に関するもの	○環境法令に係る申請・届出システム関係 ・有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けたe—Govの整備・改修＜69＞ ・自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けたe—Govの整備・改修＜70＞ ・産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等＜230＞ ・産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化＜362＞ ○經由調査の一斉調査システムの利用拡大等関係 ・国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用＜67＞ ・地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県經由事務の廃止＜97＞ ・全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化＜177＞	
B. 共通システムが存在しないもの	B-1 物理・仮想基盤に関するもの	・自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供＜183＞	共通化の対象候補とする
	B-2 現時点では、共通化の効果が見込まれないもの	・全国共通のマンション管理状況届出システムの構築＜160＞ （条例に基づく届出制度の位置づけや管理状況の実態調査のあり方を整理をしなければ、共通化の効果を得られないと考えられるため。） ・消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化＜93＞ ・内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し＜342＞ （求められる調書等の種類や記載内容が栄典の種類や機関によって異なり、それらの点を整理しなければ、共通化の効果を得られないと考えられるため。）	
	B-3 共通化の効果が見込まれるもの	・戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること＜38＞ ・自動車臨時運行許可申請についてオンライン完結を可能とすること＜80＞ ・狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理＜123＞ ・奨学給付金制度申請手続のオンライン化＜175＞ ・生成AIシステムの利用環境の整備＜358＞ ・住居表示業務・システムの共通化＜363＞ ・災害時情報共有システムの対象施設の拡大＜364＞ ・士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築＜375＞ ・道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築＜378＞	

※ 共通化候補になるかどうかに関わらず、内閣府地方分権改革推進室は、提案に対する各制度所管省庁の回答を求め、当該回答に対する提案団体からの見解の提出を求める。年末までに、有識者会議での議論を経て、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。